

山梨県公報

号外第三十五号

令和二年

七月十七日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………三
- 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………四

条例のあらまし

○ 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

(条例第三十七号) (情報政策課)

1 県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、法定利用事務以外の事務に次の事務を追加することとした。

- (一) 山梨県公立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務
- (二) 私立高等学校等専攻科奨学金給付金の支給に関する事務
- (三) 国公立高等学校等専攻科奨学金給付金の支給に関する事務

2 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県県税条例の一部を改正する条例

(条例第三十八号) (税務課)

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 別に定めるイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者について、個人県民税の寄附金控除を適用する。

(二) 住宅ローンを借りて取得した住宅に、新型コロナウイルス感染症の影響で令和二年十二月末までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに住宅の取得に係る契約を行い、令和三年十二月末までに入居すれば令和三年分以後の個人住民税について住宅ローン控除を適用する。

(三) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を六月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したものを対象とする。

2 この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。ただし、1(三)については、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(条例第三十九号) (税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 個人県民税における控除の見直し

- (1) 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する。
- (2) 寡婦(夫)控除について、
ア 寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得五百万円(年収六百七十八万円))を設ける。
イ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がある者を対象外とする。

ウ 子がいる寡夫の控除額を子がいる寡婦と同額(所得税につき三十五万円、個人住民税につき三十万円)にする。

(二) 軽量な葉巻たばこの課税標準について、令和二年十月一日以降段階的に葉巻たばこ一本を紙巻たばこ一本に換算する方式に見直す。

(三) 法人県民税及び法人事業税の納期限の延長に係る延滞金の割合を引き下げる。

(四) 収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とする公益法人等とみなす法人に、敷地分割組合を追加する。

2 この条例は、令和三年一月一日から施行することとした。ただし、1(二)については令和二年十月一日から、1(四)については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(条例第四十号) (税務課)

1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、対象となる施設整備計画の認定期限を令和二年三月三十一日から令和四年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用することとした。

○ 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(条例第四十一号) (産業人材育成課)

1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、職業訓練の実施方法について次の改正を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用することとした。

○ 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十一号) (産業人材育成課)

1 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、職業訓練の実施方法について次の改正を行うこととした。

- (一) 専門課程における訓練の実施方法として、通信の方法によっても行うことができる旨規定する。
 - (二) 専門課程以外の課程において通信の方法により訓練を行う場合の指導方法について、所要の改正を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和二年五月二十九日から適用することとした。

条例

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十七号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中九の項を十の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四の項中「六の項及び七の項」を「七の項及び八の項」に、「五の項から九の項まで」を「六の項から十の項まで」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四 教育委員会

高等学校（私立のものを除く。）の専攻科の授業料に係る支
援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一に次のように加える。

十一 知事

高等学校であつて私立のものの専攻科及び中等教育学校であ
つて私立のものの後期課程の専攻科における奨学のための給
付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

十二 教育委員会

高等学校（私立のものを除く。）の専攻科及び中等教育学校
（私立のものを除く。）の後期課程の専攻科における奨学の

ための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十八号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の五第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二十四を附則第十二条の二十六とし、附則第十二条の二十三の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第十二条の二十四 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定するもの（同項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第二十二条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第二十二条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第十二条の二十五 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス

イルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の第二項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、附則第十二条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第二条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百六十一号)附則第二条第一項に定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第二項に定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、この条例による改正後の附則第十二条の二十四の規定を適用することができる。

山梨県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十九号

山梨県条例等の一部を改正する条例

(山梨県条例の一部改正)

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第二十二号第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「法第二十三条第一項第一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第六十七条第二項に次のただし書を加える。
ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「次項において同じ」を「第三項において同じ」に改め、「(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

第二条

山梨県条例等の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第三十条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第三十一条中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第三項」を「第二項」に改める。

第六十七条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第三条の二第二項及び附則第十二条の九中「及び第四項並びに」を「及び」に改める。

第三条

山梨県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山梨県条例等の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち山梨県条例第十六条の二第一項第二号の改正規定中「、寡夫又は

単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中山梨県条例第六十七条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第五条の規定 令和二年十月一日

三 第二条中山梨県条例第六十七条第二項ただし書の改正規定及び附則第六条の規定 令和三年十月一日

四 第二条の規定(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第四条の規定 令和四年四月一日

五 第二条中山梨県条例第十六条第四項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例(次条から附則第四条までにおいて「新条例」という。)附則第三条の二第一項から第三項までの規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の山梨県条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五項口に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が同日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に開始

した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の県民税については、同号に掲げる規定による改正前の山梨県条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十号

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二条中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十一号

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第五条第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第六条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第七条第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例の規定は、令和二年五月二十九日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番